

# 浄化槽の維持管理

浄化槽管理者（設置者）には、保守点検・清掃・法定検査の受検の3つが浄化槽法で義務付けられています。法定検査は、保守点検とは趣旨や目的が異なることから、保守点検を行っていても別に受ける必要があります。

## ① 保守点検

- 浄化槽は微生物により汚水を処理しているため、「生き物」として日常の維持管理を行う必要があります。機械の点検・調整、補修や消毒薬の補給などを行います。
- 保守点検は、高松市以外の区域にあっては香川県の、高松市内にあっては高松市の登録を受けている保守点検業者に委託しましょう。



## ② 清掃

- 浄化槽を使用していると、汚泥などがたまってしまいます。たまりすぎると悪臭が生じたり放流水質が悪化します。
- 清掃では、浄化槽内部にたまった汚泥などを抜き取ります。
- 清掃は、各市町の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。



## ③ 法定検査

- 法定検査とは、浄化槽管理者が適正に維持管理し、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、BOD（生物化学的酸素要求量）を指標とする水質検査等により、公正中立的な立場の第三者機関が判断するものです。したがって、日常の維持管理を行う保守点検とは趣旨や目的が異なります。
- 浄化槽にとって、保守点検や清掃は、いわば日常の健康管理にあたり、法定検査は健康診断にあたります。
- 香川県では、公益社団法人香川県浄化槽協会が知事指定検査機関として、法定検査を実施しています。



(注) BOD：水の汚れの状態を示す指標です。数値が大きいほど水が汚れていることを示します。